

第3部

計画の具体的な展開



第3部

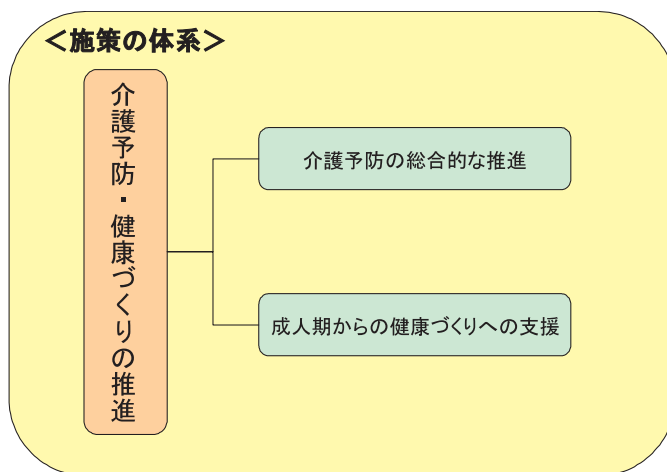
計画の具体的な展開

第1章 介護予防・健康づくりの推進

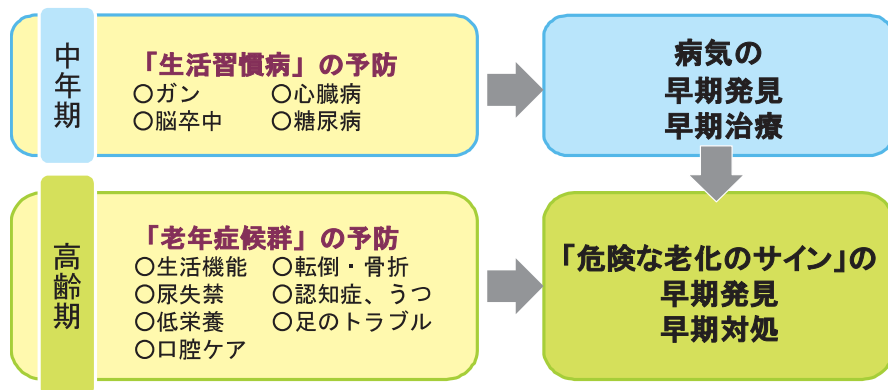
高齢期においても健康で充実した生活を送っていくためには、都民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいくことが不可欠です。

高齢期に問題が生じてから対処するばかりでなく、若年期からの健康づくりによって、高齢期に至っても長く健康を保つようにし、また、たとえ健康を損なっても、その悪化を防止し、日常生活の維持・向上を図っていくことが重要です。

このため都は、健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた成人期からの健康づくりを支援するとともに、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になることや、要介護状態が更に悪化してしまわないように、総合的な介護予防の取組を推進し、都民の健康寿命の延伸を図っていきます。



<介護予防のイメージ図>



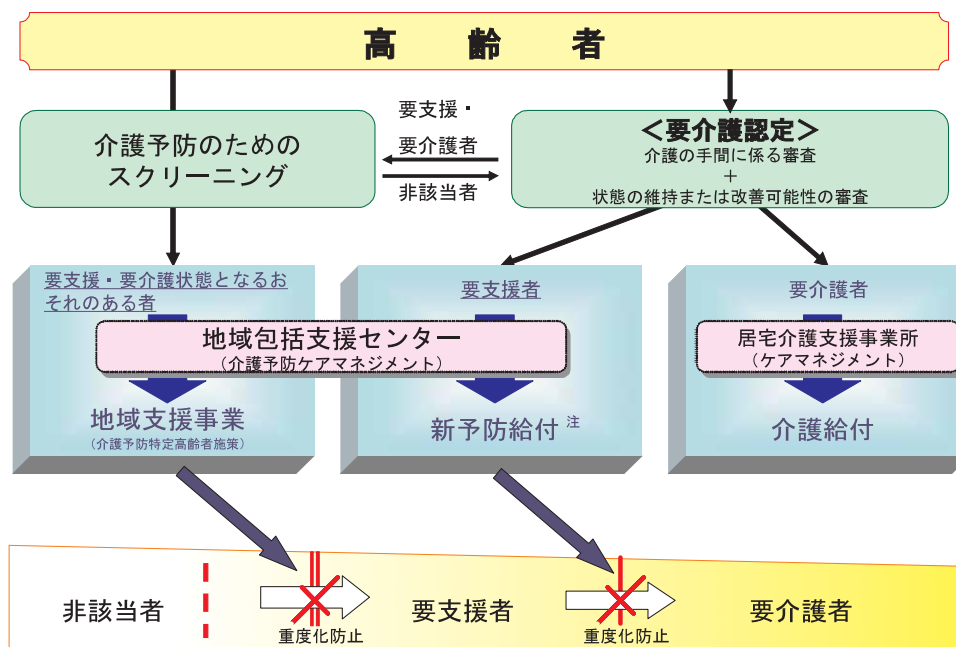
第1節 介護予防の総合的な推進

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康でいきいきとした生活を送っていくためには、一人ひとりが自らの健康に留意して生活していくこととあわせて、生活機能の低下が疑われる状態になった場合には、できるだけ早期にその危険性を把握し、状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

都は、従来から、介護予防プログラム及び介護予防マニュアルの開発・検証、区市町村に対する技術的支援、介護予防に関する様々な情報提供などを行うとともに、こうした取組の効果的な推進のために必要となる多様な人材の養成を積極的に進めてきました。今後とも、これらの蓄積を踏まえ、区市町村を支援するなど、介護予防のための様々な施策を一体的・総合的に展開していきます。

<介護予防の全体図>

平成18年4月から施行される新たな介護保険制度では、それまでの身体介護を中心とした事後対応型システムを予防重視型システムへ転換することを目指しています。



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

(注)「新予防給付」

平成18年4月の介護保険制度改正では、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の「予防給付」の対象者の範囲・サービス内容・マネジメント体制などを見直し、「新しい予防給付(=新予防給付)」として再編された。そこで、本冊子においては、この趣旨に沿って新しい予防給付を指す単語として「新予防給付」を使用している。

なお、平成18年4月以降、「新予防給付」は「予防給付」と呼ばれることとなる。

1 虚弱高齢者のスクリーニング及び地域支援事業（介護予防事業）の提供

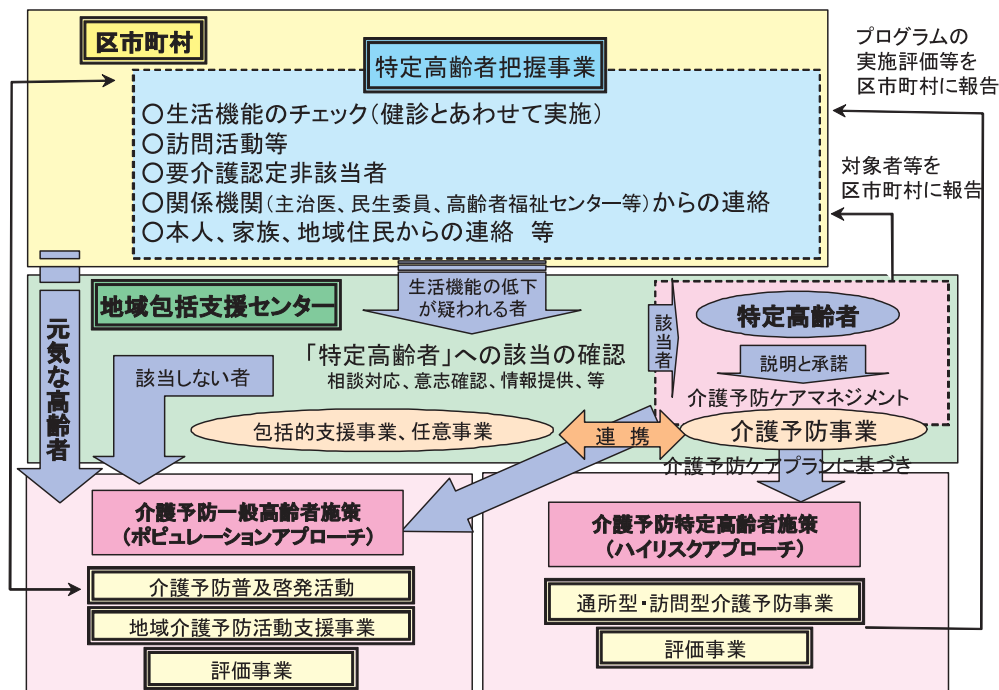
高齢者の生活機能（及び運動能力）に関する評価を、区市町村で行われる基本健康診査と一体的に行うことにより、生活機能の低下が疑われる高齢者（特定高齢者）をできるだけ早期の段階で把握し、状態の改善や重度化の予防に向けた取組につなげていきます。

＜地域支援事業（介護予防事業）の創設＞

平成18年4月の介護保険制度改正により創設された「地域支援事業」のうち、介護予防事業は、①介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）、②介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）から構成されます。

①介護予防特定高齢者施策は、そのままの生活を送り続けた場合に「要支援」「要介護1」となる可能性の高い高齢者（特定高齢者）に対して行う、筋力向上トレーニング、栄養相談などの介護予防事業をいいます。

また、②介護予防一般高齢者施策は、介護予防に関する情報の提供、地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動の実施、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供などからなります。



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成